

理事会資料 (抜粋)

令和 6 年 6 月 29 日

長崎女子短期大学
同窓弥生会

令和５年度 事業報告について

第 1 回 理事会 6月17日（土）

第 1 回 役員会 中 止

第 18 回 総会 7月 8日（土）

同窓弥生会特別奨学金 授与式 10月24日（火）

弥生祭バザー 11月23日（木）

新幹事との顔合わせ 令和6年1月31日（水）

弥生会入会式 中 止

※ 卒業式当日、入会しおりと記念品を配布
今後、その予定である

令和5年度 収支決算書
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

収入の部		(単位 円)		
項 目	当初予算額	決 算 額	増 減	備 考
会 費	544,000	540,000	4,000	@4,000×135
雑 収 入	5,000	11,605	△ 6,605	預金利息 ・ 弥生祭バザー他売上
前年度繰越金	6,335,843	6,335,843	0	
合 計	6,884,843	6,887,448	△ 2,605	

支出の部				
項 目	当初予算額	決 算 額	増 減	備 考
事 業 費	300,000	281,717	18,283	
総 会		142,988		総会経費
弥生祭運営費		14,264		弥生祭経費
入会記念品		124,465		入会記念品・振込料
会 議 費	100,000	49,024	50,976	理事会・新クラス幹事顔合せ会経費 他
通 信 費	10,000	2,586	7,414	切手代
慶 弔 費	150,000	150,696	△ 696	退任記念品料, 記念品 他
事 務 費	10,000	4,400	5,600	カートリッジ・ブラック 他
同窓弥生会特別奨学金	200,000	200,000	0	
予 備 費	200,000	0	200,000	
計	970,000	688,423	281,577	
次年度繰越金	5,914,843	6,199,025	△ 284,182	定期預金 5,656,704円 (4件) 普通預金 542,321
合 計	6,884,843	6,887,448	△ 2,605	

令和6 年6月27日

上記の通り報告致します

会 計 溝口 恵津子 ㊟

上記の通り相違ないことを認めます

監 事 池田 美保 ㊟

監 事 小川 貴子 ㊟

令和6年度 事業計画について

第1回 理事会 6月29日(土)

第1回 役員会 中止

同窓弥生会特別奨学金 授与式 10月予定

弥生祭バザー 10月26日(土)

新幹事との顔合わせ 令和7年 1月

第2回 理事会 未定

第2回 役員会 未定

弥生会入会式 3月15日(土)

※ 卒業式当日、入会しおりと記念品を配布

※弥生祭当番幹事

3・8・13・18・23・28・33・38・43・48・53・57 回生

令和6年度 収支予算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収入の部

(単位 円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
会 費	648,000	544,000	104,000	@6,000×108
雑 収 入	5,000	5,000	0	預金利息・ハザー収益金 他
前年度繰越金	6,199,025	6,335,843	△ 136,818	
合 計	6,852,025	6,884,843	△ 32,818	

支出の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
事 業 費	150,000	300,000	△ 150,000	弥生祭経費・入会記念品 他
会 議 費	100,000	100,000	0	会議経費 他
通 信 費	10,000	10,000	0	
慶 弔 費	100,000	150,000	△ 50,000	
事 務 費	10,000	10,000	0	
同窓弥生会特別奨学金	200,000	200,000	0	
予 備 費	200,000	200,000	0	
計	770,000	970,000	△ 200,000	
次年度繰越金	6,082,025	5,914,843	167,182	
合 計	6,852,025	6,884,843	△ 32,818	

入会記念品について

審議の結果、昨年と同じ商品で了承された。

パイロットボールペン (ケースはプラスチック製 包装紙は国内製)

定価 1,000 円(税抜) 見積額 1 本あたり 888円(税込)

※名入れ版代，名入れ代金別

長崎マンドリンクラブOB&OG会

夢コンサート i n 長崎2025



日時 3月30日(日) 13時30分～

場所 長崎市民会館文化ホール

出演予定メンバー

12回生 食物栄養専攻 宮岡江利子(旧姓中村)

13回生 幼児教育学科 三又成子

18回生 生活文化専攻 矢嶋和代

同窓弥生会役員名簿

令和6年度

役 職	氏 名	回 生	就 任	備 考
会 長	森 本 萬里子	1 K	S 49	
副会長	高 井 悦 子	13 Y	H 25	監 事 (H 4 ~H24 年度)
	浅 原 麻 衣	43 F	R 1	学外理事 (H25 ~H30 年度)
	安 藤 邦 子	7 S	H 25	監 事 (S49~H16 年度) 副会長 (H17~H24 年度) 顧 問 (H25~R 4 年度)
	江 崎 美 香	18 L	R 5	学外理事 (R 1 ~R4 年度)
監 事	池 田 美 保	8 H	H 25	学内理事 (S50~S59 年度) 学外理事 (H22~H24 年度)
	小 川 貴 子	22 Y	R 5	
学外理事	中 嶋 浜 子	13 Y	H 17	
	佐 藤 光 子	1 K	H 20	
	高 尾 智 子	14 Y	H 22	
	羽 生 純 子	12 Y	H 25	
	樫 澤 智 美	13 Y	H 25	
	舩 原 智 恵	29 S	R 1	
	山 下 慶 子	9 S	R 5	監 事 (H19 ~R4 年度)

役 職	氏 名	回 生	就 任	備 考
学内理事	石 橋 花 琳	53 S	R 4	短 大
	森 恵 美	33 L	R 6	// ※7月採用
	徳 田 圭 子	32 Y	H 11	幼稚園
	宮 崎 和 泉	51 Y	H 30	//
	福 田 華奈子	51 Y	H 30	//
	宗 ちひろ	53 Y	R 2	//
	森 安 奈	53 Y	R 2	//
	溝 口 恵津子	18 L	S 61	本 部

同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は長崎女子短期大学同窓弥生会（通称弥生会）と称する。
- 第2条 本会は会員相互の交誼を温めるとともに、母校並びに鶴鳴学園の発展に、側面から協力することを目的とする。

第2章 会 員

- 第3条 本会の事務局は、同大学内に置く。
- 第4条 本会は次の会員で組織する。
- (1) 正 会 員 鶴鳴女子短期大学及び長崎女子短期大学の卒業生
 - (2) 準 会 員 長崎女子短期大学の在学生
 - (3) 特別会員 旧職員及び現職員

第3章 事 業

- 第5条 本会は、次の事業を行う。
- (1) 同窓会・総会を開き会員の連絡、懇親を深めること。
 - (2) 会員の結婚、死亡、災害等に当り、祝弔意を表すること。
 - (3) その他、必要に応じ、母校及び在学生を援助すること。

第4章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 幹 事 各クラスより2～3名
 - (5) 監 事 2 名
 - (6) 顧 問 若干名
- 第7条 役員の任務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときは、その任務を代行する。
 - (3) 理事は、本会の重要事項を審議し、会の円滑なる運営化を図る。
 - (4) 幹事は、直接、会の運営に当る。即ち諸般の事務処理や会員の連絡等を行う。
 - (5) 監事は、各年度の会計を監査する。
 - (6) 顧問は、会務の助言にあたる。
- 第8条 役員の選出方法は、次のとおりとする。
- (1) 会長、副会長は、会員の総意により選出する。
 - (2) 理事は、会員の中から選出された卒業生及び学園に勤務する卒業生で構成する。
 - (3) 幹事は、各クラスより2～3名ずつ選出する。
 - (4) 監事は、会員の総意により選出する。
 - (5) 顧問は、特別会員及び、会員の中から役員会で選出し、会長より委嘱する。
- 第9条 地方在住会員により支部を設ける。

- (1) 支部長は役員会で選出し会長より任命する。
(2) 支部については別にこれを定める。
- 第10条 役員の任期は、3ヶ年とする。但し、重任を妨げない。(但し、幹事を省く)
第11条 役員に欠員を生じたときは、理事会で依頼し、補充することができる。(但し、幹事を省く)

第5章 会 議

- 第12条 本会の会議は、総会、役員会、理事会とする。
(1) 総会は、正会員をもって構成する。ただし、必要に応じて役員会を総会に代えることができる。
(2) 役員会は、会長、副会長、理事、幹事、監事をもって構成する。
(3) 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。
(4) 顧問は要請があれば、会議に出席し、意見を述べるすることができる。
- 第13条 会議の議決は、出席者の過半数の同意を要する。

第6章 会 費

- 第14条 本会の経費は、会費をもって当てる。
- 第15条 (1) 会員は、会費として在学中、6,000円を納入するものとする。
(2) 中途退学者については、納入した会費は返金しない。
- 第16条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第17条 本会の予算、決算は、役員会の決議を経ることを要する。
- 第18条 本会の財産は、学内に保管し、なるべく現金は、預貯金としておく。

第7章 会則の改正

- 第19条 本会則の改正は、会員の発議をうけて役員会で審議し、総会で承認をうけて行う。

第8章 補 則

- 第20条 本会には、次の帳簿を備えることが必要であり、会員の要望があれば公開閲覧させるべきものとする。
- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 会 則 | (5) 事業記録 |
| (2) 会員名簿 | (6) 会 計 簿 |
| (3) 役員名簿 | (7) 予算及び決算書類 |
| (4) 会 議 録 | |

- 第21条 本会則は昭和49年11月25日実施

一部改正	第6条・第15条	昭和55年5月
//	第9条	昭和58年6月
//	第8条・第15条	昭和61年9月
//	第6条・第8条	平成13年6月
//	第5条	平成16年10月
//	第8条・第12条・第13条	平成19年10月
//	第8条・第9条・第10条・第11条・第19条	平成25年6月
//	第5条・第15条	令和5年7月